

鳥取県環境影響評価条例の一部改正等の概要について

平成 25 年 4 月
鳥取県生活環境部
環境立県推進課

1 鳥取県環境影響評価条例の改正概要

- (1) 事業者は、事業の位置、規模等を選定する計画立案段階において、環境の保全のために配慮すべき事項の検討を行い、その結果を計画段階配慮書として作成し、及び公表しなければならないものとする。
- (2) 事業者は、事後調査を行ったときは、事後調査報告書を作成した旨を公告し、縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないものとする。
- (3) 環境影響評価の対象事業として、風力発電所の設置及び変更の事業を追加する。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。

2 鳥取県環境影響評価条例施行規則の改正概要

- (1) 計画段階配慮書の作成、公表等について必要な事項（公告・縦覧・公表の方法等、意見書の記載事項等）を定める。
- (2) 事後調査報告書の公告、縦覧及び公表について必要な事項（公告・縦覧・公表の方法等）を定める。
- (3) 環境影響評価の対象となる風力発電所の設置及び変更の事業の規模を出力 1,500 キロワット以上とする。
- (4) 廃棄物処理施設、製造業等の工場の設置等の事業において、環境の保全に特に配慮すべき特別地域に東郷池水質管理計画の対象地域を追加する。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。

3 鳥取県環境影響評価技術指針及び解説集の改正概要

- (1) 計画段階配慮事項の検討及び配慮書の作成について必要な事項を定める。
- (2) 環境影響評価の構成要素の区分に低周波音、日照障害、電波障害及び文化財を追加する。
- (3) 調査・予測・評価の参考手法に風力発電所に関する内容を追加する。
- (4) 最新の科学的知見に基づき、環境影響評価の手続き及び参考手法等を見直す。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。

4 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日